

クリーンセンター八乙女 受入休止

クリーンセンター八乙女（不燃ごみ・粗大ごみ処理施設）では、施設改良工事のため、令和7年2月の1ヶ月間は、ごみの受入れが休止となります。

休止期間中は、「燃やせないごみ」の収集とクリーンセンター八乙女への持ち込みはできません。

また、休止期間中は資源ごみのうち「びん類」は回収しません。

詳しくは、収集カレンダー右上をご覧ください。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

野焼きは法律で『禁止』されています！

「近所でごみを燃やして、煙や臭いが出て大変迷惑している。」といった苦情が多く寄せられています。

落ち葉や剪定枝、土手草(枯草)などを燃やすことは例外的に認められていますが、その煙や臭いで苦情が寄せられるような場合は、指導の対象となります。

焚火や土手焼きをするときは、次のことについて注意してください。

1. 住宅密集地近くでの野焼きは控えましょう。
2. 例外的に認められている落ち葉や枯れ枝は、十分乾燥させて、なるべく煙が出ないように小分けにして燃やしましょう。
3. 焚火をするときは、周囲に洗濯物などがいないことを確認するとともに、風向きや時間帯などに注意し、近隣の方にお声掛けをするなど配慮してください。
4. 野焼きのついでに家庭ごみを燃やすことはできません。

（裏面もご覧ください）

STOP! 不法投棄!!

☆不法投棄は犯罪です☆

一部の心無い人が、電化製品やタイヤ、生活ごみなどを捨てる不法投棄が後を絶ちません。いま、不法投棄が社会的に大きな問題となっています！いったいどうしたら不法投棄をなくすことができるのでしょうか？

市内でも、人通りが少ない山林や河川を中心に、ペットボトル・缶・タイヤ・ビンや家電品、建築廃材などの不法投棄が後を絶ちません。

多くの山林や河川など、豊かな自然に恵まれた伊那市。この自然を破壊し、美観を著しく損なう不法投棄をなくすため、不法投棄されない環境を作りましょう。

ごみをみだりに捨てることは法律で禁止されています。

○少しの手間とお金を惜しむと重い懲罰が科されます。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」（要約）

第十六条（投棄禁止）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第二十五条（罰則）

第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○不法投棄を防ぐには地域ぐるみで対応しましょう。

- ① まわりの場所をいつもきれいに保つ 《捨てにくい環境づくり》
- ② 自分のごみは、責任をもって正しく出す
- ③ 不法投棄はしない！させない！ゆるさない！

～ 市民全体で監視の目を光らせましょう！ ～